

「とちぎ材需要創造戦略事業業務」仕様書

本仕様書は、栃木県木材需要拡大協議会（以下「甲」という。）が発注する「とちぎ材需要創造戦略事業業務」（以下「委託業務」という。）を受注する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 委託業務の内容

(1) 目的

本業務は、とちぎ材のブランド化・販売戦略を検討・実行することにより、「とちぎ材」の認知度を高め、木造建築物の用途拡大及びとちぎ材への使用転換を促進させ、もって販路拡大の強化及び雇用の創出に資することを目的とする。

(2) 実施内容

①国内市場調査

- ▶ 調査対象を選定する。
- ▶ 選定した調査対象に対し、業務の目的を達成するための効果的な調査項目・調査手法を設定する。
- ▶ 調査結果を取りまとめ、分析を行う。
- ▶ 調査サンプル数は600程度を想定。

【留意事項】

国内市場調査に実施に当たっては、実施前に、調査対象、調査項目及び調査手法について、甲の了承を得るものとする。

②ブランド化（とちぎマーケティング等戦略策定）

- ▶ 上記①のデータ分析等を踏まえ、次の事項について検討及び提案を行うものとする。
 - ・ブランドコンセプト
 - ・ターゲット
 - ・ブランディング戦略
 - ・ブランド名称
 - ・ブランドデザイン
 - ・その他、必要な事項

【留意事項】

とちぎマーケティング等戦略の策定に当たっては、甲の会員等に対する説明及び意見の聴取を行うものとする。また、内容について、甲の了承を得るものとする。

③販路拡大

- ▶ 上記②を踏まえ、PR効果の高い、情報雑誌やウェブサイトなどの広報媒体とのタイアップなど、「とちぎ材」の認知度向上を図るための、効果的な広告を企画・実施すること。
- ▶ 広告に当たっては、当協議会に参加する7市町の魅力も併せてPRできるよう企画・実施すること。

【留意事項】

広告の企画・実施に当たっては、甲の会員等に対する説明及び意見の聴取を行うものとする。また、内容について、甲の了承を得るものとする。

④成果品

- ・ 報告書 1 式
- ・ とちぎ材マーケティング等戦略 1 式

⑤打ち合わせ等（甲の協議会員等への説明等を含む）

- ・ 事業着手時 1 回
- ・ 中間 3 回
- ・ 事業完了時 1 回

2 委託期間

契約を締結した日から平成29年3月30日（木）までとする。

3 委託料

59,810,400円（消費税及び地方消費税等を含む）を上限とする。

4 委託料の支払い等

- (1) 委託料の支払いは、原則として事業完了後の精算払いとするが、本業務の遂行上必要があると認められるときは、委託業務の遂行状況に応じ、契約金額の半額を上限として委託料の一部を支払うことができる。
- (2) 本業務終了後、確定した委託契約額を上回る額が既に概算払いされている場合には、超過分を栃木県木材需要拡大協議会に返還するものとする。

5 著作権の取扱い

- (1) 本委託業務の実施による各種制作物の使用权、複製権及び著作権は甲に帰属するものとする。
- (2) 乙は、各種制作物に係る著作者人格権を有する場合においても、これを行使しないものとする。
- (3) 各種制作物についての著作権等に係る問題が生じた場合は、乙の責任とする。

6 その他留意事項

- (1) 乙は、この契約による業務を第三者に譲渡したり、再委託してはならないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、あらかじめ甲の承認を受けた上で、他者に委託することができるものとする。
- (2) 乙は、この契約による業務において得た情報を外部に漏らしてはならないものとする。
- (3) 乙が委託業務を行うに当たって取扱う個人情報、栃木県個人情報保護条例（平成13年条例第3号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めるものとする。
- (4) この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、甲乙協議の上、仕様書の内容の一部変更することができるものとする。
- (5) 本仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上実施するものとする。